

須賀川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年10月26日

須賀川市監査委員 大峰 和好

須賀川市監査委員 佐藤 瞭二

記

1 準拠基準

須賀川市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

3 監査の対象及び所管課

(1) 令和2年度 うつみね児童クラブ館指定管理者委託料

団体 特定非営利活動法人らららあおぞら 代表理事 中野 洋子

所管課 教育委員会事務局こども課

(2) 令和2年度 まちなかウォークブル推進事業費補助金

団体 株式会社テダソチマ 代表取締役 大木 和彦

所管課 建設部都市計画課

(3) 令和2年度 実り豊かなふくしまの産地整備事業費補助金

団体 Y02いちご栽培研究会 会長 小沢 充博

所管課 経済環境部農政課

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

補助金に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、補助金の交付団体に対し指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者監査

委託金額に係る出納その他の事務が適正に行われているか、事業が指定管理者としての目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、指定管理者事業に対する指導監督が適切になされているかを主眼として実施した。

5 監査の期間

令和3年8月26日から令和3年10月25日まで

6 監査等の主な実施内容

あらかじめ監査対象団体及び所管課に監査資料等の提出を求め、これを基に書類審査を行うとともに、対象団体及び所管課から説明を受けて実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な注意又は改善を要する事項については、口頭で指示した。